

令和7年度 第1回

会津坂下町地域公共交通協議会

日時：令和7年6月26日（木）午後1時30分

場所：会津坂下町役場 3階 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項 (1) 会津坂下町地域公共交通協議会について
(2) 令和6年度公共交通利用促進の取り組みについて

4 協議事項 (1) 会津坂下町地域公共交通計画の策定について
(2) コミュニティバス実証運行の概要（案）について

5 そ の 他

6 閉 会

会津坂下町地域公共交通協議会 委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	会津坂下町	町 長	古川 庄平	会長
2	会津乗合自動車株式会社	輸送管理課 課長	安部 和人	
3	河沼自動車有限会社	代表取締役	高森 康治	
4	赤城タクシー有限会社	代表取締役	赤城 社志	
5	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍戸 紳一郎	
6	一般社団法人福島県タクシー協会	専務理事	菊田 義昭	
7	会津坂下町区長・自治会長会	副会長	鈴木 清介	
8	社会福祉法人会津坂下町社会福祉協議会	会 長	荒井 盛行	副会長
9	会津坂下町PTA連絡協議会	会 長	斎藤 伸行	
10	会津坂下町幼稚園長・校長会	会 長	菅家 篤	
11	会津坂下町老人クラブ連合会	会 長	高久 勝洋	
12	会津坂下町商工会	会 長	五十嵐 正康	
13	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇 渚彩	
14	会津乗合自動車労働組合	書記長	関根 誠	
15	交通労連福島県支部	委員長	遠藤 章	
16	会津坂下警察署	地域交通課長	斎藤 龍	
17	福島県会津地方振興局	県民環境部副部長兼 県民生活課長	諏訪 慎弥	

【事務局】

政策財務課	課長	長谷川 裕一
	政策企画班長	山垣 睦
	地域づくり係長	荒井 康之
	副主査	大竹 秀弥

会津坂下町地域公共交通協議会について

1. 地域公共交通協議会の役割

公共交通協議会とは公共交通の活性化や利便性向上を目的として、自治体や交通事業者、住民代表などの多方面の関係者が連携し協議する場として町が法に基づき設置します。これにより、公共交通の維持・改善を地域全体の課題として共有するだけでなく、町の様々な課題に対し、多様な立場から意見を出し合うことで実現可能な解決策について協議を行います。

2. 開催内容

町で実施を予定している下記の事業について協議を行います。

○地域公共交通計画の策定

町としての公共交通に対する方向性を定め、持続可能な地域公共交通の提供を確保するために「地域公共交通計画」を策定します。

○コミュニティバスの実証運行

交通弱者だけでなく、だれもが利用しやすい移動手段を確保し、便利な公共交通体系を構築するため、コミュニティバスの実証運行を実施します。

○公共交通の実態調査や交通体系の変更

乗降調査によるバス利用状況等の現状調査や高齢者の利用実態調査等の結果に基づき、公共交通ネットワークや利活用策を検討します。

○公共交通の利用促進

運行経路変更に合わせた運行時刻表の作成・配布や乗車券補助及び路線バス利用促進事業など様々な利用促進を実施し、多方面へ広報していきます。

3. 実施スケジュール

今年度は現在、計4回の開催を予定しております。

なお、協議すべき事項が生じた場合には、必要に応じて協議会を開催いたします。

開催月	概要
令和7年8月 第2回会議	【公共交通計画】 <ul style="list-style-type: none">・住民アンケートの調査結果報告・計画における骨子（案）について 【コミュニティバス運行】 <ul style="list-style-type: none">・運行実施内容（案）について（運行区域やルート、ダイヤなど）
令和7年11月 第3回会議	【公共交通計画】 <ul style="list-style-type: none">・計画書（案）の策定と意見集約・基本方針や目標、施策の検討 【コミュニティバス運行】 <ul style="list-style-type: none">・利用実績の報告
令和8年2月 第4回会議	【公共交通計画】 <ul style="list-style-type: none">・最終計画書の提出 【コミュニティバス運行】 <ul style="list-style-type: none">・利用実績の報告・次年度の運行計画（案）について

令和6年度公共交通利用促進の取り組みについて

1. 会津坂下町地域公共交通ネットワーク協議会の開催

- (1) 令和6年度第1回会津坂下町地域公共交通ネットワーク協議会
(令和6年8月30日開催)
- 喜多方デマンドバスの町内乗り入れについて
 - 喜多方街道入口停留所の移転についての協議
 - 第六次会津坂下町振興計画(後期基本計画)における重点施策について
- (2) 令和6年度第2回会津坂下町地域公共交通ネットワーク協議会
(令和7年2月27日開催)
- 会津坂下町地域公共交通協議会の設立について
 - 五ノ併線・杉山線における増便分の合併について

2. 会津坂下町地域公共交通協議会の設立

町の公共交通の体系を再構築することを目的に、「地域公共交通計画」を策定するため、「道路運送法」と「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく、法定協議会「会津坂下町地域公共交通協議会」を設立

3. 公共交通と商店街が連携した高齢者にやさしいまちづくりバス券補助事業

満65歳以上の住民に対し、「バス券」と「のってみっカード」を交付

○バス券

区間を指定して乗れるエコノミー回数券24枚分、または区間指定及び有効期間のない普通回数券8,000円分

○のってみっカード

協賛商店にて提供する独自のサービスを受けることができるカード

※令和6年7月からICカードによるバス券の補助を開始

【令和6年度バス券交付件数(令和6年4月1日～令和7年3月31日)】

- ・普通回数券(21件)
- ・エコノミー回数券(2件)
- ・ICカード乗車券(259件) 計 282件 (令和5年度 268件)
- ・のってみっカード協賛店舗数 28件

4. 地域振興施設と連携した路線バス利用促進事業

道の駅あいづ湯川・会津坂下にて利用できる割引券(1枚100円)を若松坂下線(道の駅を経由する)の利用者に配付

【令和6年度割引券使用件数(令和6年4月1日～令和7年3月31日)】

- ・2,018件 (令和5年度 2,341件)

5. 会津坂下町運転免許証自主返納者支援事業

運転免許証を自主返納した会津坂下町に住所登録をしている方に対し、町内タクシー会社で利用できる助成券10,000円分を交付

【令和6年度タクシー券交付件数(令和6年4月1日～令和7年3月31日)】

- ・50件 (令和5年度 51件)

会津坂下町地域公共交通計画の策定について

1. 概要

町としての公共交通に対する方向性を定め、持続可能な地域公共交通の提供を確保するために「会津坂下町地域公共交通計画」を策定するものです。

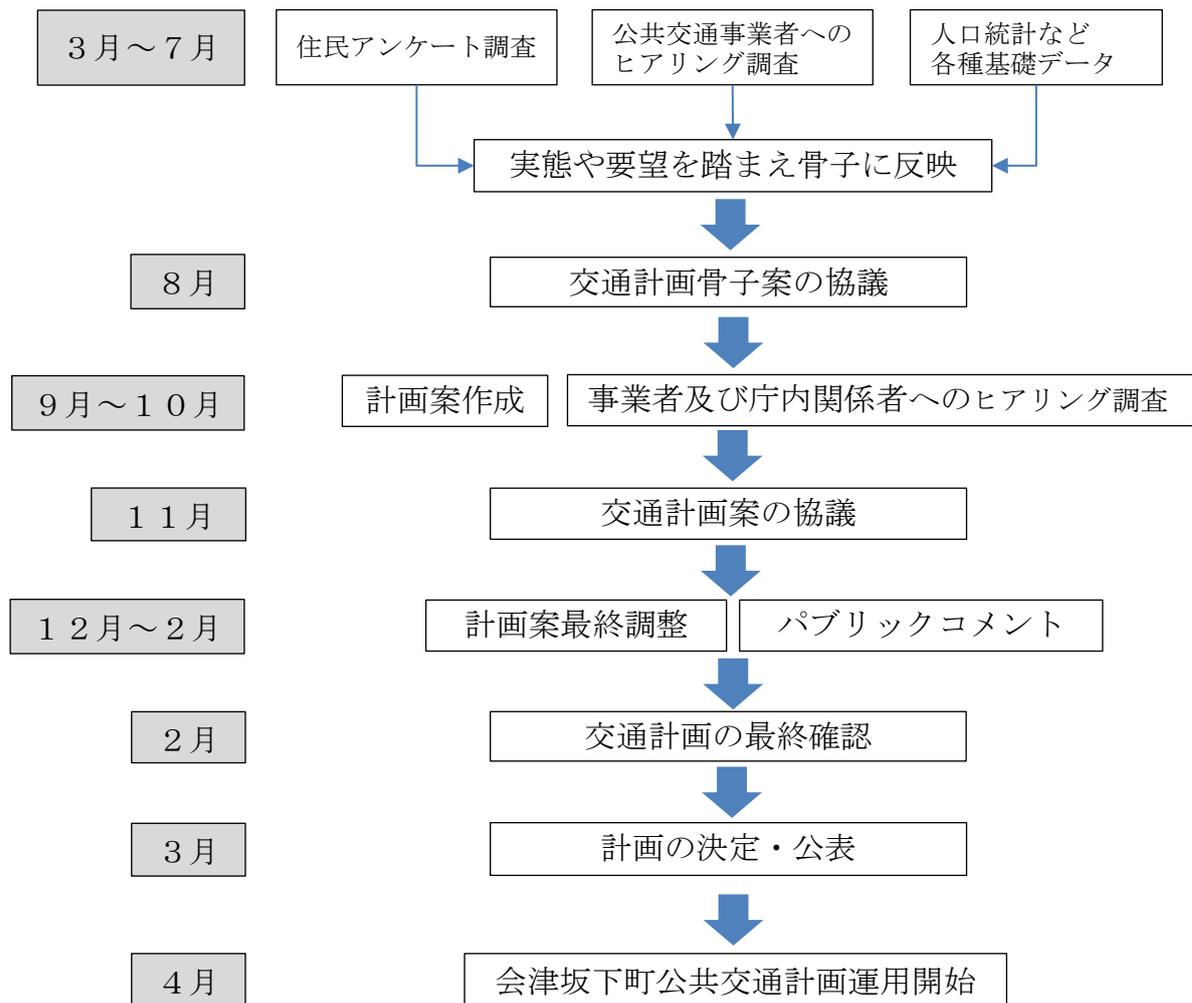
2. 計画策定の背景と趣旨

本町の人口は 1950 年の 27,826 人をピークに年々減少しており、6 月現在では 13,556 人となっています。人口減少によりバスや鉄道などの公共交通の利用者は年々減少しており、このまま利用者が減少し続けると、現行のサービス水準の維持が困難となります。一方で、公共交通は高齢者など交通弱者の生活に必要な移動手段として、重要な役割を担っていることから、持続可能な公共交通の確保が必要です。

そのため、第六代会津坂下町振興計画後期基本計画において、「公共交通対策」を重点施策として位置づけることとしました。

まちの将来像「やっぱり“ばんげ”がいい！～住み続けたい、やりたい事があふれるまち～」を実現するためにも、地域公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」を策定し、持続可能な公共交通の確保を目指します。

3. 計画策定スケジュール



会津坂下町コミュニティバス実証運行の概要（案）について

1. コミュニティバス実証運行の背景

本町の人口減少とともに公共交通の利用者が減り続けており、このままでは、現行のサービス水準の維持が困難となります。

そこで、町では、公共交通と商店街が連携した高齢者にやさしいまちづくりや地域振興施設（道の駅）の利用と合わせて公共交通の利用促進を図る事業を創設し、さらには、福島県公安委員会に運転免許証を自主返納した方に対し、会津坂下町に事業所を有するタクシー会社の助成券を交付する事業を展開してきました。

しかし、本町の公共交通は、日中の運行本数が少なくタクシー以外での移動が不便である現状があり、更なる公共交通の利便性の向上を図るため、公共交通ネットワークを整備し、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい移動手段を確保し、便利な公共交通体系を構築するためコミュニティバスの実証運行を検討することしました。

2. コミュニティバス実証運行に係る事務局案

○基本的な考え方

路線バスが運行していない空白時間等にエリアを設定し、集会施設又は集会施設の周辺を停留所として、公共施設及び主要商業施設等へ向かうコースで実施する。

○停留所

集会施設又は集会施設の周辺、公共施設（役場）、主要商業施設等（COOP、ヨークベニマル、リオンドール、坂下厚生総合病院）

○運行頻度

平日5日（午前・午後それぞれ1往復）

○開始時期

令和7年10月運行開始予定

○料金

無料での運行（無料運行とすることで乗車率を上げ様々な意見を集約する）

○運転手

民間の事業者への業務委託を想定

会津坂下町地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、会津坂下町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の事務所)

第2条 協議会の事務所を会津坂下町字市中三番甲3662番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施の協議に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (5) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会津坂下町長
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
 - (5) 住民（又は利用者）の代表
 - (6) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
 - (8) 福島県会津坂下警察署長が指名する者
 - (9) 福島県会津地方振興局長が指名する者
 - (10) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会津坂下町長をもって充て、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、構成員の中から互選により選任し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 協議会の議決の方法は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 4 協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会の庶務は、政策財務課政策企画班とし、事務局長に政策財務課長をもって充てる。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月27日から施行する。
- 2 会津坂下町地域公共交通ネットワーク協議会規約は廃止する。